

令和7年3月17日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 穴 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 福岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 矢 野 美由紀
市 民 部 長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 影 山 敬 二
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部長 細 美 寿 彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長 児 玉 隆	市 務 部 長 建 設 部 長 濱 口 勉
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教 育 長 迫 田 隆 範	教 育 部 長 宮 脇 有 子
教育部次長 豊 田 庄 吾	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 坂 田 保 彦

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 明 賀 克 博	次 長 石 田 和 也
議 事 係 長 岸 田 博 美	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第19号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第33号 議案第34号 陳情第 1 号	(総務常任委員長報告 9 件) 三次市国際平和交流基金条例 (案) 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (案) 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (案) 三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する条例 (案) 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (案) 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について 指定管理者の指定の変更について 自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについて
第 2	議案第20号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号	(教育民生常任委員長報告 5 件) みよし未来環境条例 (案) 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) 三次市診療所基金条例の一部を改正する条例 (案) 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例 (案) 三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例 (案)
第 3	議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号	(産業建設常任委員長報告 4 件) 三次市分担金条例の一部を改正する条例 (案) 三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例 (案) 市道路線の認定及び変更について
第 4	議案第 3 号 議案第 4 号 議案第 5 号 議案第 6 号 議案第 7 号	(予算決算常任委員長報告16件) 令和 7 年度三次市一般会計予算 (案) 令和 7 年度三次市国民健康保険特別会計予算 (案) 令和 7 年度三次市診療所特別会計予算 (案) 令和 7 年度三次市介護保険特別会計予算 (案) 令和 7 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算 (案)

	議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号	令和7年度三次市土地取得特別会計予算（案） 令和7年度三次市病院事業会計予算（案） 令和7年度三次市下水道事業会計予算（案） 令和6年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案） 令和6年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案） 令和6年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案） 令和6年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案） 令和6年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案） 令和6年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案） 令和6年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案） 令和6年度三次市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）
第 5	議案第36号 議案第43号	令和6年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案） 令和6年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）
第 6	議案第37号 議案第38号 議案第39号	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて
第 7	議案第40号 議案第41号	人権擁護委員の候補者の推薦について 人権擁護委員の候補者の推薦について
第 8	議案第42号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
第 9	議案第44号	三次市副市長の選任の同意を求めることについて
第 10	発議第1号 発議第2号 発議第3号	三次市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案） 三次市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）
第 11	発議第4号	核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める意見書（案）
第 12	発議第5号	高額療養費制度の見直しに当たって、慎重な議論が行われることを求める意見書（案）

令和 7 年 3 月三次市議会定例会議事日程（第 5 号）

（令和 7 年 3 月 17 日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告 9 件）
	議 19	三次市国際平和交流基金条例（案）……………291
	議 21	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）……291
	議 22	三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………291
	議 23	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）…291
	議 24	三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する条例（案）……………291
	議 25	三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）……………291
	議 33	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について……………291
	議 34	指定管理者の指定の変更について……………291
	陳 1	自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについて……………291
第 2		（教育民生常任委員長報告 5 件）
	議 20	みよし未来環境条例（案）……………295
	議 26	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）……………295
	議 27	三次市診療所基金条例の一部を改正する条例（案）……………295
	議 28	三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）……………295
	議 29	三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）……………295
第 3		（産業建設常任委員長報告 4 件）
	議 30	三次市分担金条例の一部を改正する条例（案）……………298
	議 31	三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………298
	議 32	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）……………298
	議 35	市道路線の認定及び変更について……………298
第 4		（予算決算常任委員長報告 16 件）
	議 3	令和 7 年度三次市一般会計予算（案）……………299
	議 4	令和 7 年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）……………299
	議 5	令和 7 年度三次市診療所特別会計予算（案）……………299
	議 6	令和 7 年度三次市介護保険特別会計予算（案）……………299

	議 7	令和 7 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）……………299
	議 8	令和 7 年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………300
	議 9	令和 7 年度三次市病院事業会計予算（案）……………300
	議 10	令和 7 年度三次市下水道事業会計予算（案）……………300
	議 11	令和 6 年度三次市一般会計補正予算（第 7 号）（案）……………300
	議 12	令和 6 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（案）300
	議 13	令和 6 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 2 号）（案）……………300
	議 14	令和 6 年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）……………300
	議 15	令和 6 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） （案）……………300
	議 16	令和 6 年度三次市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）（案）……………300
	議 17	令和 6 年度三次市病院事業会計補正予算（第 2 号）（案）……………300
	議 18	令和 6 年度三次市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）……………300
第 5	議 36	令和 6 年度三次市一般会計補正予算（第 8 号）（案）……………304
	議 43	令和 6 年度三次市一般会計補正予算（第 9 号）（案）……………304
第 6	議 37	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めること について……………305
	議 38	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めること について……………305
	議 39	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めること について……………305
第 7	議 40	人権擁護委員の候補者の推薦について……………306
	議 41	人権擁護委員の候補者の推薦について……………306
第 8	議 42	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて……………307
第 9	議 44	三次市副市長の選任の同意を求めることについて……………309
第 10	発 1	三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条 例（案）……………310
	発 2	三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）……………310
	発 3	三次市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）……………310
第 11	発 4	核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割 を果たすことを求める意見書（案）……………312
第 12	発 5	高額療養費制度の見直しに当たって、慎重な議論が行われるこ とを求める意見書（案）……………313

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

——開議 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は令和7年3月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案の審議を行います。

ただいまの出席議員数は22人です。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、竹田議員及び増田議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 総務常任委員長報告9件

議案第19号 三次市国際平和交流基金条例（案）

議案第21号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

議案第22号 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第23号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

議案第24号 三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第33号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第34号 指定管理者の指定の変更について

陳情第1号 自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第1、議案第19号三次市国際平和交流基金条例（案）外7議案及び陳情第1号自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについてを一括議題といたします。

議案8件及び陳情1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤総務常任委員長。

〔総務常任委員長 伊藤芳則君 登壇〕

○総務常任委員長（伊藤芳則君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案8件及び陳情1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月3日に委員会を開催し、議案審査については、担当部長等の出席を

求め、また、陳情については、提出者から趣旨説明を受けるとともに、担当部署から陳情内容に係る現在の状況などの聞き取りを行い、慎重に審査いたしました。

議案第19号三次市国際平和交流基金条例（案）外7議案は、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について申し上げます。

議案第19号については、本市の国際平和交流事業を推進するため、今後の新たな取組にあっても、基金の活用について幅広い検討を期待する。

議案第22号三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、連帯保証人の署名を求めないことによるリスク対策の検討も進められたい。

次に、陳情第1号自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについては、審査の結果、全員一致で不採択とすべきものと決しました。

審査に係る経緯について申し上げます。

陳情者からの趣旨説明では、12月定例会に提出した請願は機能不全の是正であったが、今回は、自主防災をより機能させるための陳情であって、令和3年8月の水害対応が行政の基本に適するか否か、現状認識の確認、住民が主体で主導する防災対策への転換が共有されているか、避難場所と避難所のそれぞれの目的と役割が共有されているか、防災対策を一体化するために文書規程や専決規程が共有されているかについて、市民の代表である議員の価値観と判断基準に基づき、議会の権限と役割の範囲で審査を求めるものであると述べられました。

説明に対して、議会がこの陳情を採択することで、地域の自主防災機能の向上が図られると考えているのかとの質疑には、地元の困ったことを議会が吸い上げて執行機関に提言していただくことで、改善が図られるのではないかと思うとの回答がありました。

次に、地元の自主防災の事務がされていないとの説明があったがどうということかの質疑には、自主防災組織としての独自会計や予算編成はされていない。住民自治組織の理事会は行われているが、自主防災組織の役員会は行われていないとの回答がありました。

これに関連して、総会資料によれば、事業報告、決算報告、次年度の予算案と事業計画も立てられている。活動補助金も活用して組織として事業が行われているようであるが、陳情者の見解とは違う理由は何かとの質疑があり、これに対して、自主防災組織としての運営経費は計上されておらず、補助金は避難所に関する予算執行に終始し、避難所の予算のために住民自治組織を利用したペーパー的な組織と感じているとの回答がありました。

次に、樋門の管理については、地域の方から断られたのでやむを得ず直営になったという経緯だと思うが、陳情者自身が樋門の管理をしようという考えはなかったのかとの質疑に対しては、樋門の鍵を自分で預かる気はあったが、自主防災組織のメンバーが樋門の管理をするべきで、その人が水位の危険情報を住民に知らせ避難行動につなげてほしいとの回答があり、続けて、そこまで高い意識を持って行動することが難しいということで、地元で樋門の管理を受けられなかったということはないかとの質疑に対しては、自主防災組織が機能していないという話は、「議員と話そう」においても参加者から出ていたと思う。私だけが強い意識というこ

とではないといった回答がありました。

続いて、所管である危機管理監から、自主防災組織の現状、市の支援内容、樋門の管理者の現状について説明を受け、川地自主防災組織が活動の実態があること、特に瀬谷4号排水樋門については、令和3年8月の大雨を受け、自治会長などから嘆願書が市に提出され、地元の方を会計年度任用職員として任用して樋門の管理運用が行われていることを確認しました。

委員からは、避難訓練、講習会等の開催や表示看板の設置、備蓄品等の購入など、組織として活動されているとの意見が出されました。

討論においては、採択に反対の意見として、危機管理監からの聞き取りで、指摘のあった地域では活動の実態があること、補助金が目的に沿って活用されていること、樋門の管理者が地域で選任されていることから、自主防災組織が機能していないとはとても言えない。改善の余地はあるかもしれないが、自主防災の取組は、地域の話合いと住民の相互理解によって進められるべきであり、個人の主観によるこの陳情を採択することは、議員としてできるものではないとの意見が述べられ、採択に賛成の意見はありませんでした。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

それでは討論願います。

（2番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

○2番（鈴木深由希君） 私は、委員長報告、陳情第1号を不採択とすることに反対の立場で討論させていただきます。

陳情第1号は、令和3年8月13日、瀬谷4号排水樋門の閉鎖遅れで発生した水害事件について、当時それまでの経過を含めて重大な過失が明白であるにもかかわらず、市、自治組織ともに責任を回避したままであるといったところが発端であります。

事実確認を行い、責任の所在を明らかにするよう、改善の提言を議会へ求めておられます。

委員会での質疑により、いろいろな経緯とかその後の市政の取組についても御回答があり、慎重に審査されたことをしっかりと受け止めての反対であります。

私が陳情第1号を賛成とするというところはとてもシンプルで、もう少し事件が起こったときにすぐさま住民と向かい合って責務を果たしてほしいという理由であります。

地域住民に事実説明をしない、責任の所在を明らかにしない、住民は諦めるしかない、これでいいのかといつも思ってきました。住民と向かい合って説明責任を果たしてこそ初めて、市政の取組がいい形で前へ進めるのではないのでしょうか。それを実現するために行政へ提言することを議会に求める願意は妥当であると考えております。

事件から4年が経過して、行政により、委員会審査でもありましたが、避難場所の開設、運営等に関しましても徐々に改善され、市民へ向けた防災・減災・避難意識の啓発を行ってきた成果として、市民の間で、防災・減災対策意識の向上、避難グッズを取りそろえる行動も徐々に広まっていることは、一定の評価をすることがあります。

また、川地自治組織におきましても、防災士会が積極的に防災活動に取り組んだり、地域住民と共に、防災についてしっかりと考えております。そういったところを、決してその活動を否定するものではありません。

長年水害に翻弄されてきた川地地域に住む住民にとって樋門管理は、生命、財産を守るための命綱であります。令和3年8月13日、事件発生当時、現場で瓦礫の山を確認し、多くの被災された地元住民から聞いた声を行政に届けて、危機管理課で御所見を聞かせてもらい、改善を求めました。陳情者以外にも、事件の原因を立証し、同じ事件が再び起こらないようにと、地区内の全部の樋門を独自で調査される方々、国土交通省からデータを取り寄せて、課題を研究されている方などとも関わらせていただいております。

何の説明もないことから納得されていない地域住民にとって、解決しないまま現在に至る事件なのであります。

この4年間の経過と現状を検証されていますけど、一番この陳情の大事な論点は4年前の事件です。そのことが曖昧に過ごされてきた、改善されたとはいえ住民不在の実行が行われているというところが課題と考えております。

是々非々で行政と向き合う、市民に選ばれた議員集団、議会へ託された陳情第1号の願意は、住民の大切な命を守るために、未解決の事件をそのまま終わらせない、行政の基本姿勢、市長の責務の確認の提言であります。

議会へ求める願意を真摯に受け止めていただき、皆様の賛同を求めまして、陳情第1号を不採択とすることに対して、私の反対討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、賛成討論を許します。

（18番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○18番（宍戸 稔君） 私は、陳情第1号自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについて、採択しないことに賛成の立場で討論を行います。

陳情の趣旨は、瀬谷地区、川地地区の自主防災が機能していないので、議会から市に対して改善するよう提言してほしいということだと思います。

自主防災の機能として、住民が自らの命は自らが守る意識を持ち、自らの判断で避難行動を取るためには、行政からの情報提供や地域のノウハウを活用し、住民同士の声かけや助け合いが必要であることは、陳情書で述べられているとおりでというふうに思います。このことは、取りも直さず、平時からの住民相互の人間関係、コミュニティがなくては成り立たないものであることは容易に分かると思います。

また、市に報告されている自主防災組織活動支援事業が、事業計画及び事業実績報告から、

補助金が目的に沿って活用されていること、樋門操作員が地域で選任されていることから、改善の余地もあるかもしれませんが、自主防災が機能していないとは到底言えないものと判断いたします。

行政からの改善指導というよりも、地域の話合い、相互理解によって進められなければ、地域自主防災の目的は達成できないものであると思います。

そして、そもそも、この件について行政訴訟を起こされ、証拠・嫌疑不十分の不起訴とされたものを議会が後押しすることはできないものと考えます。

ということから、お一人の見解を述べられている陳情を採択することは、陳情の趣旨である住民自らの取組に寄与しないと判断し、本陳情は採択しないことに賛成の討論といたします。

○議長（山村恵美子君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号外7議案及び陳情第1号を採決いたします。

初めに、反対討論のありました陳情第1号を採決いたします。

本件は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

陳情第1号に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立少数であります。

よって、陳情第1号自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについては、不採択と決しました。

次に、議案第19号外7議案を採決いたします。

議案8件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号外7議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告5件

議案第20号 みよし未来環境条例（案）

議案第26号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

議案第27号 三次市診療所基金条例の一部を改正する条例（案）

議案第28号 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）

議案第29号 三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第2、議案第20号みよし未来環境条例（案）外4議案を一括議題といたします。

議案5件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 新田真一君 登壇〕

○教育民生常任委員長（新田真一君） おはようございます。教育民生常任委員会の報告を行います。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案5件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月4日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第20号みよし未来環境条例（案）外4議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第20号は、この条例の効果を上げるためには、市はもとより、事業者、市民等及び再生可能エネルギー事業者それぞれの責務を十分に理解してもらう必要がある。市として、誰にでも分かりやすく、条例の目的を十分に理解いただく説明機会を設けるなど、積極的な意識啓発に努められたい。

また、この条例の目的である持続可能な脱炭素社会の実現と地域経済の発展及び市民生活の向上の両立について、基本理念に掲げる取組の検証を行いながら事業の推進を図られたい。

議案第27号三次市診療所基金条例の一部を改正する条例（案）は、地域住民の健康の保持増進に寄与できる診療所であり続けるため、引き続き収支の状況に留意しつつ、限りある基金がより効果的に活用できる経営計画を検討されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

討論願います。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

○1番（伊藤芳則君） 議案第26号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の反対討論を行います。

国民健康保険税が高いという声は全国的なものとなっております。

国庫負担金の引下げと県で統一化するという事で、多くの自治体が値上げをしてまいりました。

その中で、統一化を特に推進してきたのが広島県です。2024年度には、広島県内全23の自治体で値上げが行われました。全国的には、6割の自治体は値上げをしていませんでした。値上げをせずに負担軽減に頑張っている自治体もあるということです。

本市においては、これまで基金投入で値上げを抑えていましたが、基金もなくなり、一般会計からの繰入れで値上げを抑えているとしておりますが、3年連続で来年度も再び値上げです。負担増加になることは明らかではないでしょうか。これで住民の福祉の推進を図ることができるでしょうか。国保制度は社会保障制度として運営されなければなりません。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとしています。住民福祉の増進は、地方自治体の基本的役割です。福祉こそ自治体の役割ではないでしょうか。

国民健康保険制度は、相互扶助ではなく、市民の命と健康を守る医療・社会保障制度として運営されるものでなければなりません。社会保障制度の維持のためと言いながら、保険料が負担になり、暮らしや生活を壊されています。これでは社会保障制度とは言い難い制度となってきました。

負担を押しつける議案第26号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に反対の討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、賛成討論を許します。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○21番（横光春市君） 議案第26号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、賛成の立場で討論に参加します。

国民健康保険は、被保険者が安心して医療機関に受診できる制度であり、持続可能な社会保障制度として、その安定的な運営が不可欠であります。

執行部は、県統一化に向けて、広島県国民健康保険運営方針に基づきながらも、保険税の負担増の激変緩和を図りながら、税率改正を行ってきたところであります。

令和7年度の保険税率の算定にあっても、県から示された標準保険税率は、1人当たり保険税調定額は対前年比11.34%増が示されましたが、国民健康保険財政調整基金はほとんどない状態であり、一般会計から法定外の繰入金4,566万3,000円を投入し、調定額で対前年比5.73%にとどめて予算編成をしております。

令和6年度当初予算では、国民健康保険財政調整基金から1億1,412万円を投入し、令和7年度予算案では、厳しい財政運営の中でも、一般会計から法定外の繰入れを行い、執行部としての被保険者の保険税の上昇を、県が示す保険税率から5.61%も引き下げて編成しております。執行部の努力が見受けられるところであります。

被保険者の保険税が少しでも上昇することは、一議員として心苦しいところではありますが、国民健康保険特別会計を安定させ、被保険者の皆さんが安心して医療機関で受診される状況を確保することは必要であります。

以上の理由により、議案第26号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、賛成の立場での討論といたします。

○議長（山村恵美子君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって討論を終わります。

これより、議案第20号みよし未来環境条例（案）外4議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第26号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第26号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第26号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第26号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号を除く議案4件を採決いたします。

議案第26号を除く議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第26号を除く議案4件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号を除く議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告4件

議案第30号 三次市分担金条例の一部を改正する条例（案）

議案第31号 三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第32号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第35号 市道路線の認定及び変更について

○議長（山村恵美子君） 日程第3、議案第30号三次市分担金条例の一部を改正する条例（案）外3議案を一括議題といたします。

議案4件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 鈴木深由希君 登壇〕

○産業建設常任委員長（鈴木深由希君） 産業建設常任委員長の報告をいたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案４件について、その審査の過程と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る３月５日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第30号三次市分担金条例の一部を改正する条例（案）外３議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、主なものを申し上げます。

議案第32号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）は、条例の改正内容と併せて、建築物エネルギー消費性能の向上を図るために行われるものであることを市民に情報発信し、周知に努められたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、議案第30号外３議案を一括採決いたします。

議案４件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号外３議案は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４ 予算決算常任委員長報告１６件

議案第 ３号 令和７年度三次市一般会計予算（案）

議案第 ４号 令和７年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）

議案第 ５号 令和７年度三次市診療所特別会計予算（案）

議案第 ６号 令和７年度三次市介護保険特別会計予算（案）

議案第 ７号 令和７年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）

議案第 8 号 令和 7 年度三次市土地取得特別会計予算（案）

議案第 9 号 令和 7 年度三次市病院事業会計予算（案）

議案第 10 号 令和 7 年度三次市下水道事業会計予算（案）

議案第 11 号 令和 6 年度三次市一般会計補正予算（第 7 号）（案）

議案第 12 号 令和 6 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
（案）

議案第 13 号 令和 6 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 2 号）（案）

議案第 14 号 令和 6 年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）

議案第 15 号 令和 6 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
（案）

議案第 16 号 令和 6 年度三次市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）（案）

議案第 17 号 令和 6 年度三次市病院事業会計補正予算（第 2 号）（案）

議案第 18 号 令和 6 年度三次市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第 4、議案第 3 号令和 7 年度三次市一般会計予算（案）外 15 議案を一括議題といたします。

議案 16 件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 藤岡一弘君 登壇〕

○予算決算常任委員長（藤岡一弘君） 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案 16 件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る 3 月 6 日から 13 日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

また、12 日には、総務、教育民生、産業建設の各分科会を開催し、議員間における自由討議を行うとともに、13 日の委員会では、分科会からそれぞれの主査報告を受け、それに基づき、全体で自由討議を行いました。

議案第 4 号令和 7 年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）については、国民健康保険税が 3 年連続の引上げとなり、三次市の人口の 18%、世帯数では 26% の方の負担が増すことになる。国保世帯は、個人事業主、農家や年金生活者の方が多く、物価高騰の中での負担増はさらに生活を圧迫する。国民健康保険制度は、社会保障制度で生活の安定を支えるものであり、住民の福祉の増進を図るために、市民を守る立場で負担軽減のための予算にすることが必要であるとの反対意見が出されました。

これに対し、保険税の上昇を抑制するため、一般会計から法定外の繰入れを行い、県が示す標準保険税率、対前年比 11.34% 増から、保険税の上昇を 5.73% 増で編成しており、市の努力が見受けられるところである。被保険者の保険税が少しでも上昇することは、心苦しくはあるが、国民健康保険特別会計運営の安定化を図り、被保険者の皆さんが今後も安心して医療機関

を受診できる状況を確保する必要があることから、今回の予算案は妥当なものであるとの賛成意見が出され、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

議案第3号令和7年度三次市一般会計予算（案）外議案14件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

主査報告及び自由討議から集約した主な意見を申し上げます。

総務分科会からは、A I 活用型オンデマンドバス事業は、事業実施に当たっては、収支状況に留意し、地域公共交通を担うバス・タクシー事業者との調整に万全を期するとともに、地域の公共施設等の実態を反映した乗車スポットの選定が重要であるとの報告がありました。

全体会での自由討議では、主査報告で収支見込みや収支の状況について指摘があったが、地域公共交通は、地域住民の移動手段を確保し、地域を活性化することが目的であり、子供から高齢者、さらには観光客など、幅広く公共の福祉に資するものであることから、一定程度の財政支出はやむを得ないものとする。また、二次交通としての役割を発揮することも重要であり、乗換えや利用方法の周知など、丁寧に取り組を進められたい。そして、利便性が失われると人口流出につながる懸念がある。市民の利便性を高め、人口流出に歯止めがかけられる政策となるよう進められたいとの意見が出されました。

被爆80周年平和記念事業、国際交流団体活動支援事業については、被爆80年の節目に、平和外交的な交流がアメリカス市とできることは非常に意義深いことである。核兵器禁止条約締結の実現につながるよう、こうした交流を継続していくことは非常に大切なことであるとの報告がありました。

全体会での自由討議では、戦争被爆国である我が国で「被爆80周年平和記念事業」と銘打つことに違和感を覚えるといった意見が出され、これに対し、被爆を体験したヒロシマとして果たすべき役割は非常に大きなものがあるとする。あえて「被曝」という言葉をつけて、核兵器禁止条約締結の実現につながることを期待するとの意見が出されました。

教育民生分科会からは、いじめ防止・不登校対策推進事業は、本市においては、個々に応じた学びの場や居場所づくりの確保として、学びの多様化学校を早期に具現化し、より実効性のある支援策を進めていく必要があるとの報告がありました。

ひとり親家庭等養育費確保支援事業については、制度の利用動向を見定めて、今後必要であれば予算の増額を図っていくべきである。また、こどもの学習等支援事業については、クーポン券を配布し、学習の場を自分で選んで行けるといった柔軟な支援策も効果的ではないかとの意見が出され、これらの新規事業について、市においては、制度の周知はもとより、必要とする人に適切に情報が届き、十分に制度が活用されているのか、今後詳しく検証していく必要があるとの報告がありました。

産業建設分科会からは、有機農業等推進事業については、来年度策定される令和8年度からの計画期間である第3期三次市農業振興プランに、有機農業への取組が示されることを期待している。今後、有機農業の取組を進めるのであれば、どのように推進していくのかということと併せて、学校給食における有機農産物の提供についても議論をしていく必要があるとの報告

がありました。

全体会での自由討議では、気候変動への影響が懸念されている中で、有機農業の推進は環境負荷を低減する上で非常に有効だと考える。具体的な方向性を示し、他部署との連携も含め、有機農業の推進と一体的に環境負荷の低減の取組を進められたいといった意見が出されました。

小規模事業者経営持続支援事業補助金については、行政チェック市民会議から、十分な成果が認められない、事業の効果検証を進めるとともに、補助要件や事業名の見直しを検討していく必要があるとの意見が出されているが、物価高、人手不足など、小規模事業者を取り巻く環境は厳しい状況がある中で支援は必要であり、補助率を含め、使いやすい形での事業の見直しが必要である。そして、市単独の補助金は予算にも限りがあるため、国、県の補助制度についても研究し、小規模事業者へ広く活用できるよう取組を進めていく必要があるとの報告がありました。

全体会での自由討議では、小規模事業者に対する補助金に関しては、事業者や関係機関等からしっかりと意見を聞き、十分にニーズを把握した上で補助制度の見直しを行われたいとの意見が出されました。

全体の審査からの意見として、厳しい財政状況の中、予算執行に当たっては、限られた財源で最大の効果を上げるよう、計画的かつ効率的な執行に努められたい。また、成果の見える化を図り、市民の納得が得られる取組を進められたい。

病院事業については、収支の見通しが非常に厳しい状況となっており、市長は病院改築事業を、一時立ち止まり、事業の再構築を検討せざるを得ないと表明している。今後の病院の在り方をしっかりと見据えながら予算の執行に努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後、施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略をいたします。

これより討論を行います。討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

討論願います。

（1 番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

○1 番（伊藤芳則君） 議案第4号国民健康保険特別会計予算（案）の反対討論を行います。

国保基金はもうなくなり、法定外繰入れ4,566万3,000円を投入し、5.7%の上昇にとどめたとしていますが、3年連続の値上げで負担増になることは明らかなです。国保世帯は、個人事業主や農家、年金者が多く、物価高騰の中で所得が増えているとは言えません。低所得者の方は軽減措置があるとはいえ、負担増で生活に直撃を受けることになります。三次市の人口の18%の8,610人、世帯数の26%、6,035世帯が国保世帯です。この負担が増すことは明らかなではないでしょうか。これで住民の福祉の増進を図ることができるでしょうか。

国保制度は社会保障制度として運営されていかなければなりません。これ以上負担を押しつ

ける議案第4号三次市国民健康保険特別会計予算（案）への反対の討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、賛成討論を許します。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○21番（横光春市君） 議案第4号三次市国民健康保険特別会計予算（案）について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は国民皆保険の最後のとりでであり、きめ細かなサービスの提供はもちろんですが、持続可能な社会保障制度として、その安定的な運営が不可欠であります。

令和7年度の保険税率の算定に当たっても、県から示された標準保険税率は、1人当たり保険税調定額は対前年比11.34%増が示されましたが、国民健康保険財政調整基金は令和6年度に活用し、ほとんどない状態であり、厳しい財政運営の中で、一般会計から法定外の繰入金4,566万3,000円を投入し、県が示す保険税率から5.61%も引き下げ、調定額で対前年比5.7%ととどめて予算編成しており、執行部の努力が見受けられます。

被保険者の保険税が少しでも上昇することは一議員として心苦しいところではありますが、国民健康保険特別会計を安定させ、被保険者の皆さんが安心して医療機関で受診される状況を確保することは必要であります。

以上の理由により、議案第4号三次市国民健康保険特別会計予算（案）に賛成の立場での討論といたします。

○議長（山村恵美子君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって討論を終わります。

これより、議案第3号外15議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第4号を採決いたします。

本件は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第4号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第4号を決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第4号令和7年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号を除く議案15件について採決いたします。

議案第4号を除く議案15件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第4号を除く議案15件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号を除く議案15件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第36号 令和6年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）

議案第43号 令和6年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第5、議案第36号令和6年度三次市一般会計補正予算（第8号）

（案）及び議案第43号令和6年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第36号及び議案第43号の議案2件について御説明申し上げます。

最初に、議案第36号令和6年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,500万を追加し、補正後の総額を414億2,562万7,000円にしようとするものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

土木費は、除雪に係る委託料8,500万を追加しようとするものであります。

本業務は、除雪に係る委託料について、2月の寒波により稼働日数が増加したため増額を見込むもので、これにより除雪に係る委託料の予算総額は3億3,500万円となります。

次に、歳入について御説明いたします。

繰入金は、財政調整基金繰入金8,500万円を追加しようとするものであります。

次に、議案第43号令和6年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,314万円を追加し、補正後の総額を414億3,876万7,000円にしようとするものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費は、堂本副市長の退職に伴い、特別職退職手当1,314万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

繰入金は、財政調整基金繰入金1,314万円を追加しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号及び議案第43号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号及び議案第43号については委員会の付託を省略することに決定しました。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、議案第36号及び議案第43号を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号及び議案第43号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号令和6年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）及び議案第43号令和6年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第37号 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて

議案第38号 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて

議案第39号 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第6、議案第37号から議案第39号までの三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについての3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第37号から議案第39号までの議案3件について、一括して御説明申し上げます。

議案3件はいずれも、三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてであります。

三次市固定資産評価審査委員会委員3名の任期が令和7年4月29日をもって満了することに

に伴い、同委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、新たな任期は、令和7年4月30日から3年であります。

最初に、議案第37号三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市固定資産評価審査委員会委員の梶原紀美代氏の任期が満了することに伴い、新たに三上月江氏を同委員に選任しようとするものであります。

次に、議案第38号三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市固定資産評価審査委員会委員の山口祐司氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員に選任しようとするものであります。

最後に、議案第39号三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市固定資産評価審査委員会委員の福原 弘氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員に選任しようとするものであります。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まずは、議案第37号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は同意することに決しました。

次に、議案第38号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は同意することに決しました。

最後に、議案第39号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第40号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第41号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（山村恵美子君） 日程第7、議案第40号及び議案第41号人権擁護委員の候補者の推薦についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第40号及び議案第41号の議案2件について、一括して御説明申し上げます。

議案2件はいずれも、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

三次市の区域における人権擁護委員は24名で、そのうち2名の任期が令和7年6月30日をもって満了することに伴い、同委員の候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。

なお、新たな任期は、令和7年7月1日から3年であります。

最初に、議案第40号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の梶川保美氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

最後に、議案第41号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の佐々木より子氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第40号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第41号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第42号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第8、議案第42号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第42号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第42号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育委員会委員の深水顕真氏の任期が令和7年5月13日をもって満了することに伴い、新たに小川治孝氏を同委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、任期は、令和7年5月14日から4年であります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山村恵美子君) 質疑を願います。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

○10番(新田真一君) 教育委員の任命に当たり、何点かお尋ねいたします、重要な役割でもございますので。

任命に当たり、教育委員としての任務は当然お話をされていようかと思います。これからだったらこれからと言ってください。その際に、教育委員会というのが、他の行政委員会とは少し様相が違うというところを十分御理解いただいているかどうかというのが気になります。

まず、教育委員会というのは、特定の政治的を受けないように、中立、独立して教育行政を運営するというのがあります。

一方で、総合教育会議というのが市にはあります。これの長は市長であります。行政のトップがそれを務めていると。

総合教育会議と教育委員会会議というのが、十分その位置づけを、教育委員会会議というのは行政から独立してある委員会で、総合教育会議というのは、市長をトップとする、行政施策についていろいろ検討する会議。教育委員さんもこちらに出席されるんだらうと、総合教育会議のほうへ。そうした2つの大きな会議の任務としてはそう説明されたと思いますけど、この2つの委員会と総合教育会議の部分は、詳しくはあれかもしれませんが、十分御理解は頂けたんでしょうか。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇教育部長。

○教育部長(宮脇有子君) 教育委員会制度につきましては、十分御説明をさせていただいておりますし、御理解いただいているものと考えております。

○議長(山村恵美子君) ほかに質疑は。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

○10番(新田真一君) 簡単でいいですから、どのように説明されたか、お聞きしたいと思います。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

○教育部長(宮脇有子君) 教育委員会制度につきまして、制度の概要でありますとか制度の意義、それから、教育委員会の所掌事務、教育委員としての主な業務、教育委員会事務局等の組織機構について御説明しております。

○議長(山村恵美子君) そのほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、議案第42号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第44号 三次市副市長の選任の同意を求めることについて

○議長(山村恵美子君) 日程第9、議案第44号三次市副市長の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第44号の議案1件について御説明申し上げます。



議案第44号三次市副市長の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市副市長の堂本昌二氏が令和7年3月31日をもって退職することに伴い、新たに山崎輝雄氏を三次市副市長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、任期は、令和7年4月1日から4年を予定しております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本案は、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第1号 三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
（案）

発議第2号 三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

発議第3号 三次市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第10、発議第1号三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）、発議第2号三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）及び発議第3号三次市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤井議員。

〔16番 藤井憲一郎君 登壇〕

○16番（藤井憲一郎君） ただいま御上程となりました発議第1号から発議第3号まで、提案者を代表して、一括して提案理由を説明申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、新田真一議員、増田誠宏議員、中原秀樹議員、山田真一郎議員、國重清隆議員、細美克浩議員と、私、藤井憲一郎でございます。

初めに、発議第1号三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、引用する項にずれが生じるため、三次市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、第2条第10項及び第12条第5項、表中で引用する項を改めるほか、所要の整備に係る改正を行おうとするものであります。

次に、発議第２号三次市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について御説明いたします。

本案は、全国市議会議長会が示す標準市議会会議規則の改正内容を反映し、議会に係るオンライン手続を可能にするほか、既に三次市議会で改正を行っているオンライン会議などの規定を標準会議規則の規定にそろえる改正をしようとするものであります。

その主な内容は、電子情報処理組織による通知などの規定を第161条の２に、電磁的記録による作成等の規定を第161条の３に新設するほか、オンライン委員会等の規定を標準会議規則の規定にそろえ、常用漢字表の表記変更の反映などの整理を行おうとするものであります。

次に、発議第３号三次市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）について御説明いたします。

本案は、全国市議会議長会が示す標準市議会傍聴規則の改正内容を反映し、傍聴に関する規定を改正しようとするものであります。

その内容は、第７条、傍聴席に入ることができない者から引率者のいない12歳未満の者を外し、第８条、傍聴人の守るべき事項から、鉢巻き、腕章、帽子、外套、襟巻の表記を削り、新たに携帯電話端末に係る規定を定めるなどの改正を行おうとするものであります。

以上、発議３件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第１号、発議第２号及び発議第３号は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、発議第１号、発議第２号及び発議第３号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第１号、発議第２号及び発議第３号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第１号、発議第２号及び発議第３号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 11 発議第 4 号 核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第11、発議第 4 号核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（8 番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

〔8 番 山田真一郎君 登壇〕

○8 番（山田真一郎君） ただいま御上程となりました発議第 4 号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、伊藤芳則議員、弓掛 元議員、藤井憲一郎議員、徳岡真紀議員、中原秀樹議員と、私、山田真一郎でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第 4 号

核兵器禁止条約の実効性を高めるために日本政府が主導的役割を果たすことを求める意見書（案）

日本被団協のノーベル平和賞のニュースは世界を駆けめぐり、「核兵器のない世界」を願うすべての人々に限りない励ましと勇気を与えた。昨年12月10日にノルウェー・オスロで開催された授賞式では、日本被団協代表委員の田中熙巳氏が「人類が核兵器で自滅することのないように、核兵器も戦争もない人間社会を求めて共に頑張ろう」と訴え、大きな感動と共感をよんだことは記憶に新しい。国連のグテレス事務総長も「被爆者の絶え間ない努力と強さは、世界の核軍縮運動の背骨となってきた」と称え、また、国連の中満泉事務次長は、日本被団協の受賞は「世界に対する強烈なパンチ」だと指摘した。

日本被団協をはじめ被爆者の方々の痛苦の叫びが、史上初めて核兵器を違法化した核兵器禁止条約の制定にもつながったが、日本政府は、今回のニューヨークの国連本部で開かれる核兵器禁止条約第 3 回締約国会議もオブザーバー参加を見送っている。

今も続くロシアのウクライナに対する軍事侵攻下では、ロシアは核威嚇をくりかえし、アメリカや他の核保有国も「核抑止力」の強化をすすめるなど、核使用の「瀬戸際」とも言われる危機的な状況がある。核保有国とその「核抑止力」に依存する国はいまこそ、人類を破局の危機から引き戻す行動に踏み出すべきである。核をめぐるこのような情勢だからこそ、日本政府は被爆者の言葉に真摯に耳をかたむけ、唯一の戦争被爆国としての役割を発揮すべく核兵器禁止条約に一刻も早く参加（署名・批准）すべきである。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること

2 その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）3月17日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 発議第5号 高額療養費制度の見直しに当たって、慎重な議論が行われることを求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第12、発議第5号高額療養費制度の見直しに当たって、慎重な議論が行われることを求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（15番 月橋寿文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 月橋議員。

〔15番 月橋寿文君 登壇〕

○15番（月橋寿文君） ただいま御上程となりました発議第5号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、重信好範議員、新田真一議員、藤岡一弘議員、増田誠宏議員、國重清隆議員、片岡宏文議員と、私、月橋寿文でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第 5 号

高額療養費制度の見直しに当たって、慎重な議論が行われることを
求める意見書（案）

政府は、高齢化の進展や医療の高度化、高額薬剤の開発・普及等により高額医療費の総額が年々増加していること、現役世代を中心に保険料負担が増加傾向にあることから、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るとして、負担能力に応じた負担を求める高額療養費制度の自己負担限度額（月額）の見直しや所得区分に応じた制度設計とする観点からの所得区分の細分化を行うことを決定した。

これに対し、がんや難病の患者団体は、「高額療養費制度の直近 3 兆円弱の支出が 2 兆円強程度にまで縮小する財政効果を謳うが、逆にこれは、制度の持つセーフティネット機能が大きく縮小することを意味し、さらに、受診抑制や重症化等、負の波及効果が生じる危険もある」「利用者の負担増はもとより、いままで限度額に届いていたが今後届かなくなる方が生まれ、結果、制度の保護から外れ、3 割負担で高額な医療費の支払いを続けざるを得なくなる方、特に引き上げの大きい、治療と仕事を両立しようとする現役世代で多く発生する可能性がある」との声明を発表している。

また、がん関連学会も、専門的な立場から「受診控えにつながり、患者の予後改善に悪影響を及ぼす可能性がある」と強調する。

高額療養費制度は、病気やケガによる医療費の負担によって貧困に陥ることがないように、患者やその家族の生活の安定を目的とする制度であり、社会を安定させるための大きな役割を担ってきた。

政府が高齢化や高額薬剤の普及等によって年々増加する医療費に対して、負担能力に応じたきめ細かい制度設計を行うとすることは理解できるものの、制度を見直した結果として、治療を諦めざるを得ないようなことはあってはならない。

よって、政府においては、高額療養費制度の見直しに当たっては、当事者や利用者も参画した審議の場において、セーフティネットとしての制度の維持継続のための慎重な議論が行われるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年（2025年） 3 月 17 日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

ここで、先ほど副市長の選任の同意を頂きました山崎輝雄氏に入場していただきます。

〔山崎輝雄君 着席〕

○議長（山村恵美子君） 山崎輝雄氏から、挨拶をしたい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（山崎輝雄君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） それでは、山崎さん、御挨拶をお願いいたします。

○山崎輝雄君 山崎輝雄でございます。議長のお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

先ほどは、副市長の選任に御同意を賜りまして、誠にありがとうございます。その職責の重大さを痛感し、改めて身の引き締まる思いでございます。

今後は、福岡市長の下、三次市のますますの発展のために、誠心誠意努めてまいります所存でございます。議員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） 次に、退任されます堂本副市長から御挨拶がございます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） お許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この約6年間、議員の皆様方の格別の御指導と御支援を頂き、心よりお礼を申し上げます。また、任期途中でこうして退任をさせていただくこととさせていただき、議員の皆様には多大な御迷惑をおかけしますことをおわび申し上げます。

三次市は、新しい総合計画が実質的にスタートしたところでございます。変化の時代を切り開くのは新しい体制であるべきだと私は考えております。

私ごとではございますが、近年健康には不安を感じることもあり、このたび退任を決意したものでございます。

今後とも新執行部に対しまして、議員の皆様方の御理解と御支援を頂きますようお願い申し上げます。最後の御挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） それでは、高いところから失礼いたしますが、最後に私から、今年度をもって退任されます堂本副市長、また、退職されます職員の皆様に、一言お礼を申し上げます。

堂本副市長におかれましては、約6年間、福岡市長の大きな支えとなり、三次市政の発展の先頭に立って御尽力を頂きました。

また、職員時代には、様々な大型プロジェクトのリーダーとしても活躍されました。

長きにわたり、大変な御苦勞があったと推察いたします。本当に御苦勞さまでした。どうか、お体のほう、御自愛いただき、充実した日々をお過ごしいただきますよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、退職される皆様におかれましては、一言お礼を申し上げたいと思います。

皆様の多くは、初めての経験であった市町村合併という大きな混乱期の中で、それぞれの住民のよりどころとなり、昼夜を問わず頑張ってくださいました。

昨年、三次市も20周年を迎えました。我々議会といたしましても、皆様が築かれた多くの実績を引き継ぎ、三次のまちづくりに、引き続き一生懸命取り組んでまいる所存でございます。

どうか健康には十分に御留意され、次なるステージでますます御活躍されることをお祈り申し上げます。

最後に、皆様に重ねて感謝申し上げるとともに、今後も様々な立場から三次市政を応援していただくようお願いし、私からのお礼の御挨拶といたします。

これにて令和7年3月三次市議会定例会を閉会いたします。

25日間にわたる御審議、大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時34分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年3月17日

三次市議会議長 山 村 恵美子

会議録署名議員 竹 田 恵

会議録署名議員 増 田 誠 宏